

○東峰村就業体験実施要綱

令和7年8月1日
告示第43号

(趣旨)

第1条 この告示は、東峰村（以下「村」という。）が実施する村の業務に係る就業体験（以下「就業体験」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(就業体験の目的)

第2条 就業体験は、学生等に実務を経験させることにより、職業意識の向上及び行政への理解を深める機会を提供することを目的とする。

(実習対象者)

第3条 就業体験の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校等の高等教育機関並びに高等学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生及び生徒（以下「学生等」という。）のうち、次に掲げる基準に該当すると認められる者とする。

- (1) 実習の成果を今後の教育研究活動に反映し、自らの資質の向上と自己啓発に努めることができる者
- (2) 服務規律を遵守することができる者

(受入手続)

第4条 就業体験により在籍する学生等を実習させようとする大学等の代表者は、原則として、東峰村就業体験受入申込書及び東峰村就業体験受入申込書補助様式（様式第1号及び様式第2号。以下「申込書等」という。）を、受入希望日の40日前まで（必着）に、村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、村の業務に支障がないと認められる場合に、学生等の受入れを決定し、大学等の代表者に通知するものとする。
- 3 学生等の受入れに係る人数は、同一会計年度において5名を上限とする。この場合において、受入れの可否は、当該年度における申込書等の到達順により決定する。
- 4 就業体験に係る庶務は、総務企画課で行う。

(実習中の身分)

第5条 就業体験の受入れが決定した学生等（以下「実習生」という。）の身分については、村は、大学等の学生等としての身分を保有したまま受入れるものとする。

(実習期間)

第6条 実習期間は、原則として2週間以内とする。ただし、実習期間の延長又は短縮については、必要に応じて、実習生が在籍する大学等と総務企画課が事前協議の上、村長が決定する。

(実習時間)

第7条 実習時間は、東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（平成17年条例第28号）及び東峰村職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（平成17年規則第25号）に定める勤務時間に準ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、実習の円滑な実施のため、実習内容の特性等により必要があると村長が認める場合は、実習生と協議の上、実習時間を変更することができる。

(受入所属)

第8条 実習生の受入所属は、東峰村課設置条例（平成17年条例第5号）及び東峰村議会事務局設置条例（平成17年条例第134号）並びに東峰村教育委員会の事務局の組織に関する規則（平成17年教育委員会規則第4号）に定める各機関とし、統括責任者を総務企画課長（以下「統括責任者」という。）とする。

(受入所属の役割)

第9条 実習の円滑かつ適切な実施を図るため、実習生の受入所属の長を指導責任者（以下「指導責任者」という。）とし、必要に応じて、指導責任者が当該所属の職員の中から指導担当者を指名することができるものとする。

2 指導責任者は、実習の内容、場所等を定めた実習計画を作成するものとする。

3 指導責任者は、実習生に東峰村就業体験実習日誌（様式第3号。以下「日誌」という。）を作成させるとともに、実習状況の進捗管理を行うものとする。

4 指導責任者は、実習期間終了後、速やかに実習生の日誌を精査し、所見を付記の上、実習生、指導担当者、指導責任者及び統括責任者の押印又は署名を得て、写しを実習生へ返却し、原本を統括責任者へ提出しなければならない。

5 実習生が在籍する大学等の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは、指導責任者が、東峰村就業体験評価表（様式第4号。以下「評価表」という。）を作成して統括責任者へ提出するものとする。

6 統括責任者は、評価表を精査し、その結果に基づき、実習生が在籍する大学等の代表者へ、村長名で通知するものとする。

(服務)

第10条 実習生は、実習期間中、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。

(1) 実習に専念するとともに、実習目的の達成に努めること。

(2) 村職員が遵守すべき関係法令及び統括責任者並びに指導責任者の指導、指示等に従うこと。

(3) 特定の政治政党、企業及び団体の利益のための行為を行わないこと。

(4) 村の信用を傷つける行為や不名誉となるような行為を行わないこと。

(5) 村民に不快な印象を与えることのない服装で実習を受けること。

(6) 病気等のやむを得ない事情が生じた場合には、あらかじめ指導責任者に連絡し、指示を受けること。

(7) 実習の成果としての論文等を外部へ発表する場合には、事前に統括責任者及び指導責任者の承認を得ること。

(守秘義務)

第11条 実習生は、実習中に知り得た秘密事項については、その一切を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

(誓約書の提出等)

第12条 実習生は、東峰村就業体験誓約書（様式第5号。以下「誓約書」という。）を事前に村へ提出しなければならない。

2 実習生が在籍する大学等は、実習生に対し、誓約書の記載事項の遵守について指導を徹底するものとする。

(実習中の状況把握)

第13条 実習生が在籍する大学等は、必要に応じて、事前に統括責任者へ連絡の上、実習を視察することができる。

(実習の中止)

第14条 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、村は、実習を中止することができる

- (1) 実習生が第10条の規定による服務に従わないなど、信義に反する行為があった場合
- (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれが認められる場合
- (3) その他実習の目的を達成することが困難であると認められる場合
(経費負担)

第15条 村は、実習生に対し、報酬、給料、手当、実習に伴う交通費、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も負わないものとする。

(保険加入及び責任)

第16条 実習生は、あらかじめ就業体験に係る損害保険及び傷害保険に自ら加入し、自己の責任において対応しなければならない。

- 2 実習生及び実習生が在籍する大学等は、実習生が故意又は過失によって村又は第三者に対して損害を与えた場合には、直ちにこれらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(雑則)

第17条 この告示に定めるもののほか、就業体験の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。